

○ 総務省令第 号

放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第九十三条第一項第四号の規定に基づき、衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準の一部を改正する省令

衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準（令和二年総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改  
正  
後

(基準)

第三条 放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送の業務を行い、又は行おうとする者が、次の表の上欄に掲げる伝送方式により同表の中欄に掲げるテレビジョン放送を行う場合における当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロット(広帯域伝送方式によるものについては、デジタル放送の標準方式第五十三条第一項に規定するスロットをいい、高度広帯域伝送方式によるものについては、デジタル放送の標準方式第六十条第一項に規定するスロットを行う場合における当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロット(広帯域伝送方式によるものについては、デジタル放送の標準方式第五十三条第一項に規定するスロットをいい、高度広帯域伝送方式によるものについては、デジタル放送の標準方式第六十条第一項に規定するスロットを行おうとする者が、以下の数(放送大学学園が行うテレビジョン放送にあっては、当該テレビジョン放送と併せて行う超短波放送に使用するスロットの数を含む。)が同表の下欄に掲げるスロットの数を超えないこととする。

		伝送方式		テレビジョン放送		スロットの数
		高精度度広帯域伝送	高精度度テレビジョン放送	超高精度度テレビジョン放送	超高精度度テレビジョン放送(走査方式にかかるもの)	スロットの数
3	前項の規定にかかるわらず、同項の衛星基幹放送の業務を行い、又は行おうとする者が、広帯域伝送方式によりテレビジョン放送を行う場合であつて、次の表の上欄に掲げるときにおける当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が同表の下欄に掲げるスロットの数を超えないこととする。 〔表略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
2	前項の規定にかかるわらず、同項の衛星基幹放送の業務を行い、又は行おうとする者が、次の表の上欄に掲げるときにおける当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が同項の表の下欄に掲げるスロットの数に次の表の下欄に掲げる数を加算した数を超えないこととする。 〔表同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
3	第四条 放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送以外の衛星基幹放送の業務を行おうとする者が、次の表の上欄に掲げる伝送方式により同表の中欄に掲げるテレビジョン放送を行う場合における当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が同表の下欄に掲げるスロットの数を超えないこととする。	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
4	第四条 放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送以外の衛星基幹放送の業務を行おうとする者が、次の表の上欄に掲げる伝送方式により同表の中欄に掲げるテレビジョン放送を行う場合における当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が同表の下欄に掲げるスロットの数を超えないこととする。	〔高精度度広帯域伝送方式によるもの〕	〔高精度度テレビジョン放送(一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千九百二十としているもの)〕	〔超高精度度テレビジョン放送(走査方式にかかるわらず有効走査線数が二千百六十本以上四千三百二十本未満であるもの)〕	〔超高精度度テレビジョン放送(走査方式にかかるわらず有効走査線数が二千百六十本以上四千三百二十本未満であるもの)〕	〔四十〕

改  
正  
前(基準)  
〔同上〕

		伝送方式		テレビジョン放送		スロットの数
		高精度度広帯域伝送	高精度度テレビジョン放送	超高精度度テレビジョン放送	超高精度度テレビジョン放送(走査方式にかかるわらず有効走査線数が二千百六十本以上四千三百二十本未満であるもの)	スロットの数
3	前項の規定にかかるわらず、同項の衛星基幹放送の業務を行い、又は行おうとする者が、次の表の上欄に掲げるときにおける当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が同項の表の下欄に掲げるスロットの数に次の表の下欄に掲げる数を加算した数を超えないこととする。 〔表同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
2	前項の規定にかかるわらず、同項の衛星基幹放送の業務を行い、又は行おうとする者が、次の表の上欄に掲げるときにおける当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が同項の表の下欄に掲げるスロットの数に次の表の下欄に掲げる数を加算した数を超えないこととする。 〔表同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
3	第四条 放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送以外の衛星基幹放送の業務を行おうとする者が、次の表の上欄に掲げる伝送方式により同表の中欄に掲げるテレビジョン放送を行う場合における当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が同表の下欄に掲げるスロットの数を超えないこととする。	〔高精度度広帯域伝送方式によるもの〕	〔高精度度テレビジョン放送(一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千九百二十としているもの)〕	〔超高精度度テレビジョン放送(走査方式にかかるわらず有効走査線数が二千百六十本以上四千三百二十本未満であるもの)〕	〔六十〕	〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>2 前項の規定にかかるが、 未満であるもの）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">超高精細度テレビジョン放送（走査方式にかかるわらず有効走査線数が二千百六十本以上四千三百二十本未満であるもの）</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">六十</td></tr> </table>	超高精細度テレビジョン放送（走査方式にかかるわらず有効走査線数が二千百六十本以上四千三百二十本未満であるもの）	六十
超高精細度テレビジョン放送（走査方式にかかるわらず有効走査線数が二千百六十本以上四千三百二十本未満であるもの）	六十		

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>2 前項の規定にかかるが、 未満であるもの）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送の補完放送を行うときにおける当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が同項の表の下欄に掲げるスロットの数に二を加算した数を超えないこととする。</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">六十</td></tr> </table>	超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送の補完放送を行うときにおける当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が同項の表の下欄に掲げるスロットの数に二を加算した数を超えないこととする。	六十
超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送の補完放送を行うときにおける当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が同項の表の下欄に掲げるスロットの数に二を加算した数を超えないこととする。	六十		

附  
則

この省令は、公布の日から施行する。